

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 改正する規則等

- ・日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

2. 目的・理由

令和6年第3回市議会定例会で可決された「日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」が公布されたことに伴い、所要の改正を行うこと。

3. 内容

- (1) 条例改正に準じて、「進学準備給付金」の名称を「進学・就職準備給付金」に改めること。
- (2) 条例改正に準じて、「特例給付」に関する規定を削除すること。

4. 施行の時期

3(1): 公布の日、 3(2): 令和6年10月1日

5. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。